第156号 受付 24.4.20 小郡三井医師会

福県医発第０２７４号（地）
平成２４年　４月１９日

各　医　師　会　長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻一良
（公印省略）

電子レセプトにおける算定日情報の記録について

本年４月診療分より電子レセプトについて算定日情報の記録が義務化されることに伴い、福岡県国民健康保険団体連合会より各医療機関に別紙のとおり通知される旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

事　務　連　絡
平成24年4月18日

各保険医療機関　殿

福岡県国民健康保険団体連合会

電子レセプトにおける算定日情報の記録について

平素は本会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成24年1月6日付事務連絡にてお知らせしておりますとおり、平成24年4月診療分より電子レセプトについては算定日情報の記録が義務化されます。記録のないレセプトは受付が出来ませんので、貴医療機関のシステム開発メーカー等に対応状況等を今一度確認され、記録の不備がないようご留意下さい。

※ 平成22年度改定に併せて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求（いわゆる「電子レセプト請求」）を行っている保険医療機関は、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとされております。

※ 具体的には、平成24年4月診療分以降のレセプトは、診療行為レコード・医薬品レコード・特定器材レコードへの算定日情報の記録が必須となります。
「電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様の変更」及び「算定日情報に係る記録方法」については、「診療情報提供サービス」（http://www.iryohoken.go.jp）に掲載されております。

問合せ先
審査管理課　審査管理係
TEL　092-642-7837